

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会
第 707 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 707 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 7 月 22 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 6 年 7 月 22 日（月） 午後 3 時～午後 3 時半
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

	15 番	大嶋	英二
	16 番	神谷	登
	17 番	鈴木	千代子
	18 番	竹内	敬三
	19 番	富田	勇治

・欠席委員

（農業委員）

欠席者なし

（農地利用最適化推進委員）

14 番 稲葉 きみ子

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 707 回）

令和 6 年 7 月 22 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	現況証明について	
5	報告 4	農地改良届について	
6	報告 5	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
7	報告 6	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 4 条の規定による許可申請について	
10	議案 3	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
11	議案 4	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第 19 条）	
12	議案 5	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（農地中間管理事業法第 19 条の 2）	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
事務局 下谷 敏信
 花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第707回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員6名中5名の出席をいただいております。

なお、14番稲葉きみ子委員から欠席のご連絡をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第2、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、日程第7、報告第6号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までを事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、報告第6号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までをご説明します。

始めに、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』の1件をご説明します。市街化区域内、市街化調整区域内にかかわらず、所有者自ら行う200㎡以下の農地転用のうち農業用施設へ転用するもので、議案書1頁の案件です。畑が1筆で、転用面積は49㎡の届出がありました。転用目的は、農業用倉庫が1件です。

次に、報告第2号『農地法第5条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書2頁から4頁までの10件です。畑が10筆、田が7筆で、転用面積は合計で3,580.35㎡の届出がありました。転用目的は、駐車場が6件、資材置場が3件、住宅が1件です。

次に、報告第3号『現況証明について』をご説明します。20年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって、願い出されるもので、議案書5頁の1件です。畑が2筆、田が1筆で、面積は1,100㎡の願い出がありました。

次に、報告第4号『農地改良届について』をご説明します。農地を嵩上げ、又は切土して農地として利用されるもので、議案書6頁の2件です。畑と田がそれぞれ1筆ずつで、合計で1,260㎡の届出があり、大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要領の適用範囲及び基準のすべての項目に適合していました。

以上の報告案件については、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

次に、報告第5号『農地法第3条の3の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書7頁から8頁までの3件です。畑が3筆、田が2筆で、面積は合計で1,766㎡の届出がありました。

最後に、報告第6号『農地法第18条第6項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地に係る賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書9頁から12頁までの6件です。畑が9筆、田が3筆で、面積は合計で6,529㎡の通知がありました。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第6号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第8、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書13頁の大府市農業委員会許可案件の3件です。畑が4筆、田が1筆で、面積は合計で3,361㎡の申請です。

申請事由として、1番の案件は、現在営農している農地に近く、農作業にも都合が良いことから、規模拡大を図るため、新たに取得するものです。次に、2番の案件は、住居に近く、営農規模拡大を図るため、新たに取得するものです。最後に、3番の案件は、農地を取得して経営面積の拡大を図るため、新たに取得するものです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、富田勇治委員どうぞ。

(富田勇治 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、浅田昭茂委員どうぞ。

(浅田昭茂 委員)

2番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、浅田昭茂委員どうぞ。

(浅田昭茂 委員)

3番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はございません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第9、議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、所有者自ら行う農地転用で、議案書14頁の愛知県知事の許可案件1件です。地目は宅地ですが、農地台帳に登録があるもので、面積は22.40㎡の申請です。

この案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、大府駅より概ね300m以内にある農地になりますので、農地区分は第3種農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、成田正彦委員どうぞ。

(成田正彦 委員)

1 番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、碎石舗装で自然浸透をするため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第10、議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について』の2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書15頁の愛知県知事の許可案件2件です。内訳は、畑が2筆で、転用面積は合計で、453.53㎡の申請です。

始めに、1番の案件は、分譲住宅を建築する目的で転用するものです。区分の要件が、大府駅から概ね300m以内の区域にある農地になりますので、農地区分は、第3条農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。

次に、2番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。区分の要件が、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地になりますので、農地区分は、第1種農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、成田正彦委員どうぞ。

(成田正彦 委員)

1番の申請地は、土地造成をしますが、南北にブロック積みをします。雨水は、宅内で集水し、最終柵より北側道路側溝へ放流するため、隣接農地に

影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、2番の案件について、浅田昭茂委員どうぞ。

(浅田昭茂 委員)

2番の申請地は、土地造成はしますが、北側境界にはコンクリートブロック積みをします。また、雨水は、敷地内で集水し、東側道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第11、議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(基盤強化法第19条)』の3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(基盤強化法第19条)』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書16頁から17頁までの3件です。畑が3筆、田が4筆で、面積は合計で4,434㎡の申請です。借り手は市内の方が3名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号について採決します。原案のとおり決

定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第12、議案第5号『基盤強化法第18条第1条の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』の2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『基盤強化法第18条第1条の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』をご説明します。農地中間管理事業の推進を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書18頁から19頁までの2件です。畑が2筆で、面積は合計で3,783㎡の申請です。借り手は、市内の方と市外の方がそれぞれ1名ずつで、いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第707回総会を閉会します。